

策定	平成18年 5月
変更	平成19年 5月
変更	平成20年 3月
変更	平成22年 5月
変更	平成26年 9月
変更	令和 5年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

富山県南砺市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	
1	農業・農村をめぐる現状 -----	1
2	南砺市農業・農村振興の基本方針 -----	1
3	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向 -----	4
4	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営 -----	4
5	担い手を補完する体制づくり -----	5
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 -----	6
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	
1	農業経営の発展指標 -----	8
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標 -----	13
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 -----	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する 目標その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 -----	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	地域計画推進事業 -----	16
2	利用権設定等促進事業に関する事項 -----	17
3	農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 -----	25
4	農地中間管理事業に関する事項 -----	29
5	委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 -----	29
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項 -----	30
第6	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	認定農業者等の経営体の育成に関する事項 -----	32
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項 -----	32
第7	その他 -----	34
別紙1	(第5の1(1)⑥関係) -----	35
別紙2	(第5の1(2)関係) -----	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業・農村をめぐる現状

南砺市は、平成16年11月に8町村が合併して誕生したもので、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は医王山を介して石川県、南部は1,000mから1,800m級の山岳を経て岐阜県に隣接している。東西約26km、南北約39kmで、668.64k㎡の面積を有し、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発して庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど、豊かな自然に恵まれている。また、本市北部の平野では、水田地帯の中に美しい散居村の風景が広がり、独特の集落景観を形成している。

南砺市の農業経営体数は、減少傾向にあり、平成22年(2,187経営体)から令和2年(1,263経営体)の10年間で半数程度に減少しているが、これは、集落営農の組織化や担い手への農地集積が進んだこと等で、第2種兼業農家の減少によるものである。一方、法人経営体は、平成22年(55経営体)から令和2年(108経営体)の10年間で概ね倍増しており、法人化等により大規模経営体は増加傾向にある。また、農業者の高齢化が進んでおり、基幹的農業従事者に占める高齢者(65歳以上)の割合は、令和2年現在で84.3%と高まってきており、近い将来の担い手不足が明白である。

耕地については、田の整備率が95%を超えており、農業農村整備は、着実に取り組まれ、水田のほとんどが30a以上の区画のほ場整備が完了し、1haの更なる大区画ほ場整備が進められている。

農地の流動化面積は、着実に伸びており、農地集積率は、令和4年度末で約80%に達している。一方で、耕地面積は減少を続けており、中山間地域を中心に、荒廃農地の発生が懸念されている。

農業産出額は、米に大きく依存した構造となっており、水田フル活用による大麦、大豆の生産や園芸産地づくりの推進により、品目のバランスがとれた生産振興を図る必要がある。

2 南砺市農業・農村振興の基本方針

人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の新たなルールづくりの進展、SDGsを契機とした持続可能な取り組みなど、農業をめぐる情勢が大きく変化する中で、持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」を実現するため、「富山県農業・農村振興計画」及び「南砺市第2次総合計画」を基本に、農業の成長産業化を促進し、農業所得の向上に資する「産業政策」と、豊かで美しい農村を持続的に維持・発展させるための「地域政策」を車の両輪として推進し、次に掲げる農業・農村に関する施策を展開するものとする。

(1) 競争力のある農産物の生産

- ・米政策の見直しに円滑に対応し、消費者や実需者の多様なニーズに柔軟に対応できる

よう、業務用米や非主食用米を含め、品揃えの充実を図るとともに、高品質で良食味が安全・安心な米の生産振興に取り組む。

- ・農業所得を確保し、農業経営の安定を図るため、大麦・大豆や園芸作物等を組み合わせた生産を推進するなど、水田のフル活用を進め、農業の生産性、収益性を高めるとともに、地域の特性や創意工夫を活かした地域農業の成長産業化を進める。

- ・地域の条件に応じた産地形成、施設園芸や新技術の導入による収益性の高い園芸作物の生産振興などによる多様な産地の形成を図り、担い手の育成・確保を推進するなど、園芸生産が一層拡大するよう、関係団体と一体となって積極的に取り組む。

(2) 人と環境にやさしい農業の普及拡大

- ・化学肥料・農薬の使用を低減する取り組みや有機農業などの環境にやさしい農業を推進する。

- ・また、「富山県適正農業規範（とやま GAP 規範）」等に基づく安全・安心な農業の普及と実践により、持続性の高い農業や安全で安心な農産物の生産拡大を進める。

(3) 競争力を高める技術の開発・普及

- ・発展が著しいスマート農業技術の現地実証・普及を図り、農作業の省力化や生産性の向上、農産物の高品質化を推進する。

- ・消費者の要望や生産現場の課題に対応した技術開発を進め、迅速な普及に向けた指導活動を展開し、地域農業の持続的な発展を図る。

(4) 意欲ある担い手の育成と経営強化

- ・収益性の高い農業の実現に向け、農地集積による規模拡大や経営の複合化などの経営発展に意欲的に取り組む、経営感覚に優れた農業経営者を育成する。

- ・集落営農組織の合併・連携等の広域化や経営の複合化等を通じた組織の活性化などを促進し、持続可能な地域営農体制の確立を図る。

- ・農地集積の促進による規模拡大、経営の複合化などに必要な農業機械等の導入支援、農業経営体の法人化などを進め、担い手の経営基盤の一層の強化を図る。

- ・人口が減少する中、地域農業を持続していくため、地域農業の中心となる認定農業者や集落営農組織等に加え、中小規模の経営体や副業的に農業に従事する者などの多様な人材の活用による継続的な農地の利用を進める。

- ・農業者と福祉事業所との相互理解を深め、障害者等が農業分野で活躍する農福連携を推進する。

- ・「とやま農業未来カレッジ」を核とする研修や農業機械等への導入支援などにより、地域農業を支え、次世代を担う青年農業者の育成・確保を図るとともに、担い手の農業経営資産を引き継ぐ円滑な経営継承を推進する。

- ・農業に従事する女性、農村に暮らす女性がそれぞれの職場や地域で持てる能力を最大限に発揮し、活躍できる環境づくりを進める。

- ・意識啓発や知識習得、社会参画を促し、女性リーダーの育成を進める。

- ・女性の力を活かした農産加工や直売等の取り組みを進め、交流を通じた魅力ある農村づくりを行う。

(5) 優良な農業生産基盤の確保

- ・農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用、日本型直接支払制度の活用、担い手への農地の利用集積等を通じて、優良農地の確保を図る。
- ・農地の集積や作物の計画的な作付けの推進、農地中間管理機構との連携、農業生産活動の維持及び農地の粗放的な利用等により、荒廃農地の発生を防止し、持続可能な土地利用を推進する。
- ・農産物の安定的供給と農業所得の向上に向け、農地の大区画化・汎用化やスマート農業技術の導入を可能にする基盤整備を進めるとともに農業水利施設等の保全・高度化を進め、次世代に引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を図る。
- ・災害から市民の生命や財産を守るため、農地や農業水利施設の防災・減災対策を着実に推進する。

(6) 農産物のブランド力向上と販路の開拓、拡大

- ・消費者や実需者のニーズに応えるマーケットインの視点から、付加価値の高い商品・サービスの開発や新たな販売に取り組む生産者に対し、6次産業化や農商工連携等を通じた支援を行う。
- ・農業収益の向上のため、農産物の価格を生産者が直接設定できるよう、Eコマース（産直通販サイト）の活用を促進する。
- ・生産者と地元飲食店、市外・県外飲食店等との交流の機会を設けて、農産物を直卸し販売できる販路の開拓、拡大を推進する。
- ・山間地域を中心に、地域特性を活かした有機農業を推進し、有機農産物のブランド力向上に向けた魅力発信による販路拡大や人の呼び込みを図る。

(7) 農林水産物等の輸出拡大

- ・人口減少等により、国内市場の減少が進む中、農林漁業や食品産業の成長産業化を目指し、農林漁業者等の海外市場への販路開拓等の取り組みを促進するため、「ワンチームとやま」として、県と市が連携し、輸出に積極的に取り組む生産者・事業者を支援する。

(8) 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

- ・農業体験等の交流活動、学校給食を通じた市産食材への理解促進等、多様な主体による食育や農産物直売所をはじめとした地産地消拡大の取り組みを推進する。
- ・農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持、発揮されるよう、地域ぐるみによる農用地、農業用水、里山などの保全管理・活用を推進する。
- ・農村が持つ魅力ある自然・景観・食・伝統文化などの地域資源を活用した、地域ぐるみによる6次産業化など農林水産物等の高付加価値化の取り組みを推進する。

・農村が持つ豊かな自然や景観、食や伝統文化などの地域資源の魅力を活かして、生活体験の機会の充実や移住、農家等での宿泊の促進など、交流人口の拡大等による都市と農村の交流を推進する。

(9) 中山間地域の活性化

・中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持・強化を図るとともに、地域特性を踏まえた取り組みにより、持続可能な土地利用を推進する。

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

農業を今後とも、いのちと暮らしを支える基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、南砺市農業の持続的な発展を図ることが重要である。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和13年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、集落・地域での話し合いに基づき南砺市が作成する「地域計画」に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、南砺市農業の健全な発展を図るものとする。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材を含めた集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

南砺市において、目標とすべき農業経営は、

- ・令和13年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

目標とすべき農業経営の姿

主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね500万円

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、主穀作経営等の土地利用型

農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用により、利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織の育成や、組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進する。

また、主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、園芸、畜産経営での高収益作物等の導入や ICT 技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化や新たな人材の受け入れによる経営の円滑な継承等による持続的な発展を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。

さらに、消費者ニーズへの対応や産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、担い手への農地集積・集約を一層進め、経営基盤の強化に資するとともに、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、有機農業や半農半 X を志す多様な担い手等の意欲を後押しし、合理的な地域営農体制を確立する。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努め、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

5 担い手を補完する体制づくり

認定農業者、企業的な法人、集落営農組織などの地域農業の担い手となる経営体を育成するとともに、農業経営の改善を支援し、地域の中心となる担い手を核とした合理的な地域営農体制を確立する。

- ・活力ある地域コミュニティの継続に向け、集落営農の再生を図り、高齢化、後継者不足に直面する集落営農組織の経営継続への意欲を支援する。
- ・「なんとアグリジョブによる就農情報発信、オンライン就農相談」、「移住ガイド」、「就農マッチングツアー」等による新規就農者の掘り起こしを推進する。
- ・特に山間地域では、地域特性を活かした有機農業を推進し、有機農産物のブランド力向上に向けた魅力発信による販路拡大や人の呼び込みを図り、有機農業や半農半 x を志す等の多様な担い手を育成、支援する。
- ・「特定地域づくり事業協同組合」において、若者や移住希望者等をマルチワーカーと

して雇用し、農業を含む様々な仕事を組み合わせて通年の雇用環境を提供するとともに、地域農業の労働力不足の解消に努める。

- ・女性が活躍できる農業の実現に向け、女性が就業しやすい環境を整備するとともに、6次産業化、農産物の高付加価値化等の取り組みを推進する。

- ・農業支援サービスの活用や農福連携を推進するとともに、多様な人材を確保するため、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深める機会を提供するなど地域農業に対する関心を高める取り組みを行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の状況

南砺市農業において、新規就農者は増加しているが、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となる中、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、南砺市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

富山県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた目標等を踏まえ、南砺市においては年間5人の確保を目標とする。なお、中高年齢者について、他産業従事経験等を活かし多様な形で農業に関わる者についても、積極的に支援の対象とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値

南砺市及びその周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた南砺市の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うな

ど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、南砺市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 農業経営の発展指標

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 147 人日	<作付面積等> 水稲 14.6ha (うち直播 4.6ha) 大麦・大豆 8.4ha <経営面積> 23.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 4 棟 トラクタ(40ps 級) 1 台 コンバイン(5 条、刈幅 1.7m) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乾燥機(50 石汎用) 2 台 育苗関連機材 1 式 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 他 <その他> ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
複合経営 水稲+大豆+干柿 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 302 人日	<作付面積等> 水稲 12.1ha 大豆 5.9ha 干柿 1.0ha <経営面積> 19.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 格納庫(60 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 2 棟 トラクタ(40ps 級) 1 台 コンバイン(5 条、刈幅 1.7m) 1 台 田植機(6 条) 1 台 乾燥機(50 石) 2 台 乗用管理機 1 台 選別・計量器 1 台 大豆播種機 1 台 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 干柿台車 50 台 自動皮むき機 2 台 遠赤外乾燥機 1 台 高所作業車 2 台 スピードスプレーヤ 0.3 台 他 <その他> ・干柿を導入した複合経営を実施する。 ・収穫調整作業は一部雇用労力を活用する。

営農類型	経営規模	生産方式
複合経営 水稲+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 常時 2.0 人 臨雇 446 人日	<作付面積等> 水稲 13.3ha 大麦・大豆 7.5ha こまつな 0.21ha <経営面積> 21.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(60 坪) 11 棟 トラクタ(40ps 級) 1 台 コンバイン(5 条、刈幅 1.7m) 1 台 田植機(6 条) 1 台 乾燥機(50 石汎用) 2 台 乗用管理機 1 台 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 選別・計量器 1 台 保冷庫 1 台 コンビシーダー(6 条) 1 台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
複合経営 水稲+大麦+大豆 +さといも <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 242 人日	<作付面積等> 水稲 14.6ha 大麦・大豆 6.9ha さといも 1.5ha <経営面積> 23.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 3 棟 トラクタ(60ps 級) 1 台 コンバイン(5 条、刈幅 1.7m) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乾燥機(50 石汎用) 2 台 乗用管理機 1 台 育苗関連機械 1 式 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 芋分離器 1 台 他 <その他> ・さといもを導入した複合経営を実施する。 ・大麦跡は 100%大豆を作付けする。

営農類型	経営規模	生産方式
複合経営 水稲+大麦+大豆 +たまねぎ <労働力> 常時 2 人 臨雇 373 人日	<作付面積等> 水稲 19.1ha (うち直播 5.8ha) 大麦・大豆 8.9ha たまねぎ 2.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 3 棟 トラクタ(60ps 級) 1 台 コンバイン(5 条、刈幅 1.7m) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乗用管理機 1 台 乾燥機(50 石汎用) 2 台 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 <その他> ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡は 100%大豆を作付けする。
畜産 酪農 <労働力> 常時 1.6 人 臨雇 99 人日	<作付面積等> 経産牛 50 頭 飼料作物 延べ 17.8ha	<資本装備> 畜舎(600 m ²) 1 棟 堆肥舎(400 m ²) 1 棟 飼料タンク(3t) 2 基 コンプリートフィーダ 1 式 パイプラインミルク 1 式 バルククーラ(2000 羽) 1 台 自動給餌車 1 台 飼料作物用装備 1 式 トラクタ(85ps, 50ps) 各 1 台 (1/3) マニュアルスプレッド、モアコンディショナ、 カッティングロールベイラ 等 他 <その他> ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省力化を図る。

[認定農業者：法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大麦+大豆 +さといも <労働力> 常時1人 構成員17人日 30戸で構成した 集落営農の法人 を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 9.4ha さといも 1.5ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30ps級) 2台 コンバイン(4条) 2台 大豆コンバイン(2条、刈幅1.5m) 1台 田植機(6条) 1台 育苗関連機械 1式 乗用管理機 1台 大麦播種機 1台 大豆播種機 1台 他 <その他> ・大麦跡は100%大豆を作付けする。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。
水稲+大麦+大豆 +チューリップ ^o <労働力> 常時1人 構成員17人日 30戸で構成した 集落営農の法人 を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 8.3ha 球根 2.5ha 切花 0.06ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60ps級) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 大麦播種機 1台 大豆播種機 1台 大豆コンバイン(2条、刈幅1.5m) 1台 球根整畦植込機 1台 成形ロータリー 1台 摘花機 1台 防除機 1台 除湿機 1台 暖房機 3台 保冷库、選花機 各1台 他 <その他> ・整畦植込み機、摘花機等の大型機械を利用し、 大規模省力球根生産を行う。 ・30%は球根プラントを利用し、省力化を図る。 ・副産物の球根の一部を冷蔵処理して、冬期間 の切り花生産(促成:50%、半促成:50%)を行う。 ・球根跡に地力増進作物を作付し、土づくりを 行う。

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 4 人 従業員 3 人 臨雇 50 人日 3 戸で構成した 株式会社を想定	<作付面積等> 水稲 50.9ha (うち直播 10.2ha) 大麦・大豆 29.1ha <経営面積> 80.0ha	<資本装備> 農作業舎(330 m ²) 2 棟 育苗ハウス(60 坪) 8 棟 トラクタ(40ps 級、60ps 級) 1 台、2 台 普通型コンバイン(2.6m) 1 台 自脱型コンバイン(6 条) 1 台 田植機(8 条) 2 台 多目的田植機(8 条施肥機付き) 1 台 育苗関連機械 1 式 乗用管理機 3 台 選別・計量器 1 台 乾燥機(80 石汎用) 4 台 大麦播種機 3 台 大豆播種機 3 台 他 <その他> ・集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・麦跡の大豆 100%作付けによる土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 1 人 構成員 17 人日 30 戸で構成した 任意組合を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦・大豆 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 5 棟 トラクタ(30ps 級) 2 台 コンバイン(4 条) 2 台 田植機(6 条) 2 台 育苗関連機械 1 式 乗用管理機 1 台 大麦播種機 1 台 大豆コンバイン(2 条、刈幅 1.5m) 1 台 他 <その他> ・麦跡は 100%大豆を作付けする。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 複式簿記記帳による経営管理の実証 経営管理研修への積極的な参加 青色申告の実施 集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 労務管理の充実と雇用労働の確保 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制、休日制の導入 社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理 リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> 専従者を中心とした作業従事体系の確立 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	共通	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等に備え、適切なセーフティネットの加入や農業版 BCP（事業継続計画書）を作成 	

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時1人 臨雇90人日	<作付面積等> 水稲9.5ha 大麦・大豆5.5ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(30ps級) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(50石汎用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条、刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時1人 臨雇94人日	<作付面積等> こまつな0.165ha (年間7作) <経営面積> 0.165ha	<資本装備> 育苗ハウス(50坪) 10棟 作業用ハウス(30坪) 1棟 トラクタ(20ps級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー(6条) 1台 保冷库 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標
 その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

項目	内容	数値目標 (令和12年)
農用地の利用集積及び面的集約	個別経営、法人経営の認定農業者や、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体等の担い手が、農用地の利用に占めるシェアの目標	80%程度
	農用地の面積集約については、農地中間管理事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高める。	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し、自主的な取り組みを進める農業経営体を認定農業者として育成する数の目標	200 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る法人経営体として育成する数の目標	120 法人

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南砺市は、富山県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、南砺市農業の地域特性、即ち、水稻を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南砺市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農地中間管理事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて重点的に実施するものとする。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者を育成するため、農業経営改善計画認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成を支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

1 地域計画推進事業

地域計画推進事業については、自然的条件等を考慮した区域ごとに農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとされている。地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め地図に表示するとともに、農業委員会は市の求めを受けてその素案を作成し、農地中間管理機構に利用権の設定等を積極的に促すものとされている。

このため、以下のような取り組みを促進する。

ア 農地の所有と経営の分離という考え方や利用権設定制度の特長、農地中間管理機構の活用方法等の一層の普及啓発

イ 農用地利用改善団体の育成と、当該団体を中心とした地域における徹底した話し合いの促進

ウ 話し合いを通じ、個別経営、法人経営、集落営農組織など地域の核となる担い手の明確化

エ 育成すべき経営体の規模拡大への意向や高齢農家や兼業農家の経営継続に関する意向調査などの確実な実施などにより効率的かつ合理的な農地利用や農作業の実施が図られるような集積となるよう努める。

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市ホームページ等を活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市（農政課及び農業委員会事務局）、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、富山県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、将来にわたって確保すべき農用地を明確にするとともに、今後の耕作が困難である農地においては、省力的かつ簡易な手法で保全管理を行う等、農地の最適利用を検討していく。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市（農政課及び農業委員会事務局）に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域等を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

(3) 地域計画策定の進め方

市（農政課及び農業委員会事務局）は、地域計画の策定に当たって、富山県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条 2 項第 6 号に定める賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第

229号) 第2条第3項に定める要件を満たす法人をいう。) が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は、養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、

又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保にするため、農業の持続発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、その役割分担について農用地利用集積計画に記載するとともに、確約書を南砺市に提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等役職者であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できるものをいい、その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を南砺市に提出すること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 南砺市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 南砺市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 南砺市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 南砺市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 南砺市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間

(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 南砺市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、南砺市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南砺市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、(4)の①の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南砺市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南砺市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、南砺市は農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 南砺市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第４条第４項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件を含む）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、その者が賃借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①の規定する者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を

添付して南砺市長に提出する旨

- ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考になるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復されないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件をその他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項
- ⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南砺市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごと

に（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

（9）公告

南砺市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑨までに掲げる事項を南砺市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

南砺市が、（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

南砺市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消等

① 南砺市は、法第19条の公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の教務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜に常時従事していないと認めるとき

② 南砺市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用してないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 南砺市は、②の取消をした時は、農用地利用集積計画のうち法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消に係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により、その旨を公告するものとする。

④ ③の公告があったときは、②の取消に係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

（14）利用権設定等促進事業の取扱い

利用権設定等促進事業は、対象の農地がある地区で地域計画が作成されるまで（最長令和 7 年 3 月末まで）の間は実施することができる経過措置となる。

3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

南砺市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の

自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地縁的なまとまりのある地域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保全及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他、農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に関する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南砺市に提出して、農用地利用規程について南砺市の認定を受けることができる。

② 南砺市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 南砺市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南砺市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南砺市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南砺市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人富山県農林水産公社等の指導、助言を求めてきたときは、南砺市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農地中間管理事業に関する事項

担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけられた農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）と密接な連携・協力のもと、農地中間管理事業の推進を図る。

また、地域計画に基づき、農地集積・集約化を促進することで、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域農業の持続的な発展を進める。

5 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

南砺市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準

の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南砺市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 南砺市のは場整備はほぼ完了しているが、農業機械の大型化による農業経営合理化を推進するため、大区画は場整備を進める。また用排水路の老朽化が目立ち、転作等に対応することが困難であることから、土地改良総合整備事業を導入し、用排水路の改良、農道整備、暗渠排水、客土等を実施し、農村環境の整備を図るとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南砺市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによる、水稲作、転作を含めた望ましい経営体の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 南砺市は、集落排水事業等の事業実施を促進し、農村定住条件の整備を通じ、農村の活性化を図り、農業の担い手確保に努める。

エ 南砺市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南砺市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に

明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南砺市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南砺市は、このような協力の推進に配慮する。

(3) 農地利用集積円滑化事業の取扱い

農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業の開始 5 年後の見直しにより農地中間管理事業へ統合一体化とされたことから、農地利用集積円滑化団体は農地利用集積円滑化事業の契約満了までの期間、適切な運用を図るものとする。

第6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 認定農業者等の経営体の育成に関する事項

南砺市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

新規就農希望者に対する相談窓口として、南砺市担い手育成総合支援協議会や富山県農業経営・就農支援センターなどと連携しながら、就農相談会等を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携して、就農希望者を対象とする「就農マッチングツアー」の開催、高校生からの研修の受け入れや意見交換など行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には小中学校農業教育ふれあい事業、元気とふれあいの学校給食づくり事業等による生産者との交流の場を設けたり、農業協同組合やボランティア等による農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南砺市が主体となつてとやま農業未来カレッジや農林振興センター、農業協同組合等と連携して当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため南砺市内青年農業者や農業者会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農林振興センター、南砺市担い手育成総合支援協議会等が開催する研修会等の機会を提供し、技術及び経営技術面での支援を行う。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画策定への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合について留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営ノウハウまたは就農後のフォローアップ等について、富山県農業経営・就農支援センター、富山県農業教育振興会、とやま農業未来カレッジ、農林振興センター、農業協同組合、農業再生協議会など各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年 5月 1日から施行する。

この基本構想は、平成18年10月23日から施行する。

この基本構想は、平成19年 5月31日から施行する。

この基本構想は、平成20年 3月19日から施行する。

この基本構想は、平成22年 5月28日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

この基本構想は、令和 5年 9月27日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第1号規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年（農地中間管理機構を活用する場合は3年以上（機構集積協力金による支援を受ける場合は、その要件を満たす期間とする。）、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものでは、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものでは、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>